

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の通勤手当の支給に関する細則

平成18年 4月 1日
規程第 42号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、通勤手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 細則第13条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が職務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 細則第13条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの細則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さをいう。

(届出)

第3条 職員は、新たに給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当の支給を受ける職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

第4条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものも含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める通勤手当確認簿に記載するものとする。

(支給範囲の特例)

第5条 細則第13条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

(1) 住居が離島等にある職員

(2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下、「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、公立大学法人大分県立看護科

学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条の規定による正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 給与規程第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間が支給単位期間（給与規程第13条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の額

（2）回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等当該回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員にあっては1箇月当たりの平均通勤所用回数分）の運賃等の額

（3）理事長が別に定める普通交通機関等 理事長の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（自動車等使用者についての特例）

第9条 給与規程第13条第2項第2号の理事長が別に定める額は、別表に定める額とする。

（併用者の区分及び支給額）

第10条 給与規程第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

（1）給与規程第13条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員

同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下1か月当たりの運賃等相当額という）及び同項第2号に定める額の合計額が86,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、86,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2）給与規程第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

（3）給与規程第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

（交通の用具）

第11条 給与規程第13条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。

（1）自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

(通勤の実情に変更を生じる職員)

第12条 給与規程第13条第3項の理事長が別に定める職員は、通常の通勤の実情に変更を生じる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが理事長の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第13条 給与規程第13条第3項の理事長が別に定める住居は、勤務地を異にする異動の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準じると認める住居とする。

(特別急行列車等の利用の基準)

第14条 (削除)

(特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第15条 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号及び第3項を除く。）の規定は、給与規程第13条第3項各号に規定する特別料金等の額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第16条 通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものと除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第21条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給与規程第5条第2項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 給与規程第13条第5項の理事長が別に定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の理事長が定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与規程第13条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額等が86,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与規程第13条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が86,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

- 第17条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与規程第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規程による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている職員のその額を変更すべき事実が生じるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(月の中途の異動等をした職員に関する特例)

- 第17条の2 月の中途において、新たに給与規則第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った職員（以下この条において「新採職員」という。）又は通勤の実情の変更を生ずる職員については、第17条の規定にかかわらず、その事由（以下この条において「月の中途の異動等」という。）の生じた日（以下この条において「月の中途の異動日」という。）の属する月（以下この条において「異動月」という。）から通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を改定する。ただし、通勤手当の支給を開始し、又は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給の開始又は支給額の改定については、第3条の規定による届出が、月の中途の異動日から15日を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。
- 2 前項の場合においては、同項の規定により支給を開始し、又は改定する通勤手当の異動月に係る支給単位期間は、第19条及び第20条の規定にかかわらず、1箇月とし、この場合における異動月の通勤手当の額は、第19条に規定する期間を支給単位期間と仮定して算定した前項の規定による開始又は改定後の通期手当の相当額を同条に規定する期間で除して得た額から、その額のうち異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（月の中途の異動日に給与規程第13条第11項の職員たる要件を欠くに至った職員については、零）を減じ、月の中途の異動等の前の勤務公署に係る異動月の初日から月の中途の異動日の前日までの期間についての通勤手当の相当額（新採職員については、零）を加えて得た額とする。
- 3 前2項の規定を適用する場合においては、既に支給された第1項の規定による改定前の通勤手当のうち、異動月に係る通勤手当の相当額（異動月が同項の規定による改定前の通勤手当の支給単位期間が開始する月の場合においては、零）は、前項に規定する異動月の通勤手当の内払とみなす。この場合において、当該異動月に係る通勤手当の相当額が、同項に規定する異動月の通勤手当の額よりも大きいときは、月の中途の異動等を給与規程第13条第6項の理事長が別に定める事由とし、理事長が別に定めるところにより、その差額を返納するものとする。
- 4 第1項に規定する職員に準ずる事由により月の中途において通勤の実情の変更を生ずる職員については、同項に規定する職員との権衡上必要と認められる限度において、前3項の規定の例により、通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。
- 5 第1項又は第4項の規定による通勤手当の額の決定若しくは改定又は返納が、他の職員に比

して著しく権衡を失するものと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、通勤手当の額を定め、又は返納させることができる。

(返納の事由及び額等)

第18条 給与規程第13条第6項の理事長が別に定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与規程第13条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において公立大学法人看護科学大学就業規則（以下「就業規則」という。）第13条の規定により休職にされ、就業規則第35条第1項の規定により育児休業をし、又は就業規則第43条第1項第3号に規定する停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与規程第13条第6項の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び給与規程第13条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が86,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が86,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が86,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 86,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額に理事長の定める割合を乗じて得た額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第16条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 86,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額に理事長の定める割合を乗じて得た額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る給与規程第13条第6項の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車を利用する場合における通勤手当 給与規程第13条第3項第1号に規定する特別料金等の額を支給単位期間の月数で除して得た額を1か月当たりの運賃等相当額

に含めて前項の規定により算出した額。この場合において、同項各号列記以外の部分中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車」と、同項各号中「普通交通機関等」とあるのは「普通交通機関等及び特別急行列車」と読み替えるものとする。

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合における通勤手当 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該事由に係る特別急行列車等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その者の利用するすべての特別急行列車等につき使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額

(支給単位期間)

第19条 紹与規程第13条第7項に規定する理事長が別に定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうち、それぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第8条第1項第3号の理事長が別に定める普通交通機関等 1か月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第17第1項第2号の規定による退職その他の離職すること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務形態の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が別に定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(通勤手当の支給を開始する月)

第20条 支給単位期間は、第17条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において就業規則第13条第1項の規定により休職にされ、就業規則第35条第1項の規定により育児休業をし、又は就業規則第43条第1項第3号に規定する停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第21条 紹与規程第13条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるとき

は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

(事後の確認)

第22条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時確認するものとする。

(その他)

第23条 この細則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(特別急行列車等に係る通勤手当の返納に関する特例)

2 平成19年3月31日以前に、改正前の給与規程第13条第3項第1号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当を支給されていた職員で、同年4月1日以降に当該通勤手当に係る支給単位期間が終了する者のうち、同日以後に同条第6項の規定により

通勤手当の返納をさせる者の通勤手当の返納額については、改正後のこの細則第18条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和3年3月17日から施行し、改正後の細則の規定は、令和3年1月1日から適用する。

(手当の内払)

2 改正後の細則の規定を適用する場合においては、改正前の細則に基づいて支給された通勤手当は、改正後の細則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

片道の使用距離	金額
2キロメートル以上 4キロメートル未満	2,500円
4キロメートル以上 7キロメートル未満	4,500円
7キロメートル以上 10キロメートル未満	7,000円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	9,700円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	13,100円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	16,400円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	20,000円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	23,100円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	26,000円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	28,500円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	30,900円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	33,900円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	37,000円
60キロメートル以上 65キロメートル未満	40,600円
65キロメートル以上 70キロメートル未満	44,700円
70キロメートル以上 75キロメートル未満	48,700円
75キロメートル以上 80キロメートル未満	51,700円
80キロメートル以上 85キロメートル未満	54,700円
85キロメートル以上 90キロメートル未満	57,600円
90キロメートル以上	60,000円